

2025年度

事業報告及びその附属明細書

2025年4月1日から

2026年3月31日まで

公益財団法人国際民商事法センター

<事業活動>

I. 公益事業1（調査・研究事業、セミナー・シンポジウム開催事業）

1. アジア・太平洋民商事比較法制研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同で、1996年度から委託研究事業としてアジア・太平洋地域法制度調査研究を実施している。2024年度からは、2年プロジェクトとして、4か国を取り上げて「労働法制と実務対応に関する法制度比較」をテーマに新たな調査研究を開始した。研究員等詳細は以下のとおりである。

名 称：アジア・太平洋労働法制研究会

期 間：2024年4月 ～ 2026年3月

対象国：マレーシア、ベトナム、インドネシア及びフィリピン

座 長：児玉 実史 弁護士法人北浜法律事務所弁護士

委 員：飯島 奈絵 弁護士法人堂島法律事務所弁護士

大川 恒星 弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士

島田 裕子 京都大学法学部教授

高田 真司 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

高原 知明 大阪大学大学院高等司法研究科教授

本間 拓洋 本間国際綜合法律事務所弁護士

橋本 孝史 江崎グリコ株式会社グループ法務部グループ長

吉永 佳史 住友化学株式会社法務部課長

本年度は、初年度に実施できなかったフィリピンの海外現地調査（2025年4月1日～5日 飯島委員及び島田委員）及びベトナムの海外現地調査（2025年4月20日～24日 高田委員及び吉永委員）を実施し、その後、シンポジウム及び成果物の公表等についての協議を含め次のとおり研究会を開催した。

第6回研究会 2025年4月7日（場所：大阪中之島合同庁 Web 会議併用）

第7回研究会 2025年6月3日（同上）

第8回研究会 2025年7月30日（同上）

第9回研究会 2025年11月27日（同上）

アジア・太平洋法制研究会 第12回国際民商事法シンポジウム

アジア・太平洋不動産法制研究会の成果発表のために、以下のシンポジウム「東南アジア4か国の労働法制と実務対応～インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア～」を開催した。

開催日： 2025年10月9日（木）

会 場： 大阪中之島合同庁舎国際会議室

主 催： 法務省法務総合研究所及び当財団

後 援： 大阪弁護士会、経営法友会、日本組織内弁護士協会、日本労働法学会、一般社団法人関西経済同友会、一般社団法人日本経済団体連合会、公益

社団法人関西経済連合会、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部、独立行政法人労働政策研究・研修機構

【プログラム】

開会挨拶：森本 加奈 法務省法務総合研究所長

労働法制研究の意義：児玉 実史 弁護士法人北浜法律事務所弁護士

各国別発表：

発表① インドネシアにおける労働法制の現状と課題

発表② マレーシアにおける労働法制の現状と課題

発表③ フィリピンにおける労働法制の現状と課題

発表④ ベトナムにおける労働法制の現状と課題

全体パネルディスカッション

総括：児玉 実史 弁護士法人北浜法律事務所弁護士

閉会挨拶：大野 恒太郎 当財団理事長

また、上記シンポジウム内容を含む研究会成果物をまとめ、ホームページ上で公開した。

2. 日韓パートナーシップ共同研究

韓国大法院及び法務省法務総合研究所の主催のもと、韓国の法院職員から選ばれた韓国側研究員と日本の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究員による共同研究の形で、1999年から毎年実施されてきている。本年度の第26回日韓パートナーシップ共同研究は、研究分野を「不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」とし、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションを設け、両国の研究員が互いに相手国を訪問して、相互に研究を行うかたちにて次のとおり実施された。当財団は共催者として協力支援を行った。

【韓国セッション】

実施期間：2025年6月17日～25日

日本チーム5名が訪韓し、韓国チーム5名と共に大法院法院公務員教育院の施設等において研究を実施。6月24日に日本側研究員による総合発表会を実施した。

【日本セッション】

実施期間：2025年11月4日～13日

韓国チーム5名が訪日し、日本チーム5名と共に法務省国際法務総合センター等において研究を実施。11月11日に韓国側研究員による総合発表会を実施した。

3. 法整備支援連携企画

当財団が、法務省法務総合研究所、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）及び慶應義塾大学大学院法務研究科等と共催して、2010年から実施してきている、次世代のアジア諸国法研究者や法整備支援の担い手を育成するための連携企画であり、2025年度も例年通り以下のとおり企画を実施した。

法整備支援へのいざない

開催日：2025年8月9日（土）

開催方法：会場参加と Web 会議システムを利用したオンライン方式を併用

会 場：法務省国際法務総合センター国際会議場

主 催：法務省法務総合研究所

共 催：慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政
国際教育協力研究センター（CALE）及び当財団

【プログラム】

開会挨拶：森本 加奈 法務省法務総合研究所長

松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

導入講義：「法整備支援のすすめ」

佐々木 康平 法務省法務総合研究所国際協力部教官

パネルディスカッション：

「法整備支援に携わる多様なキャリアパスについて」

（パネリスト）

川添 光乃 国連開発計画（UNDP）バンコク地域事務所フェロー
（オンライン）

小坂橋 龍正 モンゴル日本法教育研究センター特任講師

琴浦 容子 JICA ガバナンス・平和構築部
ガバナンスグループ法・司法チーム課長

溝口 千恵 JICA 長期派遣専門家（カンボジア）（オンライン）
（モデレーター）

廣田 桂 法務省法務総合研究所国際協力部教官

グループディスカッション：

「あなたならどう考える？～法整備支援を体験しよう！”Think Globally,
Act Locally.”」

（モデレーター）

石水 佑佳 法務省法務総合研究所国際協力部教官

講 評： 松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

村上 正子 名古屋大学大学院法学研究科教授・法政国際教育協
力研究センター長

野瀬 憲範 法務省法務総合研究所国際協力部副部長

閉会挨拶：松木 和道 当財団評議員

4. 財団設立30周年記念事業

2026年に当財団が設立30周年を迎えるにあたり、財団設立30周年記念事業として、近時日本の企業にとっても、また、アジア各国においても重要性をとみに増しつつある「ビジネスと人権」について、内外の専門家はもとより、実業界の有識者の意見も踏まえ、その救済手段も含めて、様々な角度から掘り下げ、各方面の問題意識を深めるとともに、必要に応じて実務的な提言を行うこととする。そこで、2026年度に記念国際シンポジウムを開催することに向けて、2025年度は、外国調査や外国当局、国際団体との連携も含む必要な準備作業を行った。

(1) ASEAN 事務局との連携強化

2025年6月30日、マレーシア・クアラルンプールにおいて、マレーシアの ASEAN 政府間人権委員会 (AICHR マレーシア) が、国連開発計画 (UNDP) の支援を受けて、「ジェンダーの視点から見る ASEAN のビジネスと人権」をテーマとする地域ワークショップを開催した。本ワークショップでは、ビジネスと人権に関する国連指導原則 (UNGPs) の実施におけるジェンダー視点の重要性等について議論が行われ、当財団の大野理事長が日本のジェンダー平等の状況に関する特別講演を行い、参加者の理解促進に寄与した。

同年9月16日、タイ・バンコクにおいて開催された国連「責任あるビジネスと人権フォーラム」に当財団の酒井理事が参加し、ASEAN 政府間人権委員会 (AICHR) の各国代表と意見交換を行った。

また、同年9月18日には、当財団の大野理事長と小杉理事が、法務省関係者とともに、来日中のナラリア・ソエプラプト ASEAN 事務次長と面談し、「ビジネスと人権」分野における日本と ASEAN の協力の重要性等について意見交換を行った。

(2) 外国調査事業

調査事項：①ASEAN 5 か国（インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール）の国家行動計画 (NAP) の策定状況とその内容、②上記 5 か国における「ビジネスと人権」に関する主な苦情処理制度の概要、③上記 5 か国で事業を行っている日本企業及び外国企業の「ビジネスと人権」に関する取組状況。

調査委託先：福島崇之弁護士（ラジャ・タン法律事務所ジャパンデスク）

調査期間：2024年8月～2025年8月

上記調査内容を取りまとめ、「ASEAN 主要 5 か国における「ビジネスと人権」に関する調査報告書」としてホームページ上で公開した。

(3) 「ビジネスと人権」シンポジウム

本シンポジウムにおいては、政府、アカデミア、自治体、企業を代表する 4 名のスピーカーが登壇し、我が国の経済情勢、労働環境等を踏まえた外国人材受入れの在り方、人権の保護、多文化共生社会の実現等といった幅広い視点から、活発な議論がおこなわれた。

開催日：2025年11月25日（火）

開催方法：会場参加と Web 会議システムを利用したオンライン方式を併用

テーマ：ビジネスと人権－外国人材の受入れと共生社会の実現に向けて－

会 場：新宿住友スカイルーム

主 催：当財団

共 催：アジアビジネスローフォーラム (ABLF)

後 援：日本ローエイシア友好協会、公益社団法人商事法務研究会及び
一般社団法人国際商事法研究所

【プログラム】

開会挨拶：大野 恒太郎 当財団理事長

基調講演：

講演①「外国人労働者の受入れをめぐる問題」

福原 申子 出入国在留管理庁在留管理支援部長

講演②「アジアの労働移動と日本の外国人材政策の新しいステージ」

万城目正雄 東海大学教養学部人間環境学科教授

講演③「多文化共生のまちづくり ―群馬県大泉町の取組―」

村山 俊明 群馬県大泉町長

講演④「モスバーガーにおける【ベトナム カゾク】の取り組みについて」

川越 勉 株式会社モスフードサービス執行役員経営サポート本部長

パネルディスカッション：

(パネリスト)

福原 申子 出入国在留管理庁在留管理支援部長

万城目正雄 東海大学教養学部人間環境学科教授

村山 俊明 群馬県大泉町長

川越 勉 株式会社モスフードサービス執行役員経営サポート本部長

(モデレーター)

酒井 邦彦 当財団理事・ABLF 副代表

閉会挨拶：田内 正宏 当財団監事

5. 日中民商事法セミナー

本セミナーは、当財団の重要事業の一つとして、1996年の財団設立以来、原則として毎年、日本と中国で交互に開催してきているもの。本年度は、第25回日中民商事法セミナーを中国で開催することを中国側主催者である国家発展改革委員会と協議していたが、年度内の開催が実現しなかった。

6. アジアビジネスローフォーラム (ABLF)

政府、企業、法律家らが集い、ビジネスローから人権まで広くアジアの法についての知識を共有し、語り合う「広場」として「アジアビジネスローフォーラム」(ABLF)は設立された。この「広場」を通じて、「アジアと日本」、「官と民」、「シニアと若者」の架け橋になりたいというものである。ABLFの意図するところは当財団の目的に適うものであり、2025年度も次のセミナーを日本ローエイシア友好協会及び一般社団法人商事法務研究会とともに共催支援した。

(1) ABLF 研究会「政変後のバングラデシュ・経済危機後のスリランカー政治経済環境とガバナンス改革」

開催日：2025年4月4日（金）

開催方法：Web 会議システムを利用したオンライン方式

【プログラム】

開会挨拶：小杉 丈夫 当財団理事、松尾総合法律事務所弁護士、ABLF 代表、元ローエイシア会長

司 会：島村 洋介 島村法律事務所弁護士、ABLF 事務局長
スピーカー：

講演①「バングラデシュの今と JICA の協力」

市口 知英 独立行政法人国際協力機構バングラデシュ事務所所長

講演②「経済危機後のスリランカ 政治経済環境とガバナンス改革」

井出 ゆり 独立行政法人国際協力機構スリランカ事務所次長

(2) **ABLF 研究会「トランプ政権の今後と日本の課題～変貌する米国と新しい世界秩序への対処」**

開催日：2025年6月20日（金）

開催方法：Web 会議システムを利用したオンライン方式

【プログラム】

開会挨拶：小杉 丈夫 当財団理事、松尾総合法律事務所弁護士、ABLF 代表、
元ローエイシア会長

司 会：島村 洋介 島村法律事務所弁護士、ABLF 事務局長

スピーカー：

講演①「トランプ政権の今後と日本の課題 変貌する米国と新しい世界秩序への
対処」

伊藤 嘉秀 Mayer Brown 法律事務所ワシントン DC 事務所パート
ナー弁護士

講演②「隘路を行く欧州 欧州アイデンティティの再構築」

藤井 康次郎 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護
士・ブリュッセルオフィス代表

閉会挨拶：酒井 邦彦 当財団理事、TMI 総合法律事務所弁護士、ABLF 副代表

(3) **ABLF 研究会特別講演「国際刑事裁判所とその使命」**

開催日：2026年2月20日（金）

開催方法：Web 会議システムを利用したオンライン方式

【プログラム】

司 会：酒井 邦彦 当財団理事、TMI 総合法律事務所弁護士、ABLF 副代表

スピーカー：赤根 智子 国際刑事裁判所長

7. その他のセミナー・シンポジウム

上記の例年開催してきているもの以外でも、当財団の目的趣旨に沿うものとして
支援した主なものは次のとおり。

(1) アジア・ビジネスロー・カンファレンス (ABC)

ABC は、アジアとの関係性がとりわけ深い関西・西日本地区においてアジアと
のビジネス交流の重要性が一層増すなか、法的なリスク対応を含めた情報共有
の場を立ち上げ、ネットワークの構築を企図するプラットフォーム機能を担う
べく2019年に設立された。当財団は、本年度も次の企画を共催支援した。

開催日：2026年1月26日（月）

会 場：住友クラブ3階会議室

テーマ：～アジアにおけるビジネス展開～

後 援：公益社団法人関西経済連合会、独立行政法人日本貿易振興機構
(JETRO) 大阪本部

【プログラム】

開会挨拶：池田 辰夫 当財団学術参与、ABC 代表、弁護士

来賓挨拶：関 総一郎 公益社団法人関西経済連合会 専務理事

基調講演：

《ビジネス・ニューフロンティア》「海外ビジネス展開の魅力とリスクヘッジ」

講演① 「海外進出におけるリスクマネジメントの実務」

田島 圭貴 北浜法律事務所・外国法共同事業 弁護士

講演② 「海外展開に伴う実務上の諸課題」

加藤 富久 住友電気工業株式会社執行役員法務部長

パネルディスカッション：

「アジア・ビジネスの成功への方程式－傾向と対策」

(パネリスト)

加藤 富久 住友電気工業株式会社執行役員法務部長

中森 武宏 住友商事株式会社法務部長

砂長谷 卓也 株式会社クボタ法務部長

松林 明子 住友ゴム工業株式会社執行役員法務部長

田島 圭貴 北浜法律事務所・外国法共同事業 弁護士

(モデレーター)

河浪 潤 北浜法律事務所・外国法共同事業 弁護士

閉会挨拶：大野 恒太郎 当財団理事長

(2) 日中企業法務フォーラム

本フォーラムは、上海交通大学日本研究センター長である季衛東教授の提唱に日本側が呼応して実現したもので、日本及び中国の企業法務担当者・学識者が双方の知見を共有し、今後の企業法務の展望を見据えるためのシンポジウムである。当財団は本年度に上海で開催された第7回日中企業法務フォーラムを共催支援した。

開催日：2025年11月22日（土）

会 場：上海交通大学凱源法学楼

テーマ：中日企業法務の現状と展望

主 催：経営法友会、上海交通大学日本研究センター、上海交通大学凱源法学院

共 催：当財団、公益社団法人商事法務研究会、上海交通大学中国法と社会研究院

【プログラム】

開会挨拶：蔡 玉平 上海交通大学日本研究センター副センター長

郭 延軍 上海交通大学凱源法学院教授、副院長

田畑 博章 経営法友会副代表幹事、ANA ホールディングス株式会社グループ法務部部長

講演及びパネルディスカッション：

- ① 企業の海外進出と渉外法務
- ② デジタル時代のリスク管理とコンプライアンス
- ③ 知的財産権保護の新しい動向

閉会挨拶：季 衛東 上海交通大学文科シニア教授、日本研究センター長

(3) 国際知財司法シンポジウム 2025

本シンポジウムは、知的財産関係紛争に関する知見を共有して、共通認識を醸成するとともに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に情報提供することを目的として、世界各国から実務家を登壇者として招へいして、知的財産紛争処理に係る最新の議論と課題に関するプレゼンテーションやパネルディスカッションを行うものである。当財団は、初年度の2017年から毎年後援している。

開催日：2025年10月23日（木）及び24日（金）

会 場：弁護士会館

開催方法：会場参加と Web 会議システムを利用したオンライン方式を併用

テーマ：知財紛争解決の潮流～知財高裁 20 周年の節目に～

主 催：最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネット

参加者：日本、米国、欧州、韓国、中国及び ASEAN 諸国の裁判官、弁護士、審判官、弁理士等

講演及びパネルディスカッション：

（主催者合同企画）

① 講演（知財高裁・知財行政の 20 年の歩み）

② パネルディスカッション（知財分野の国際的動向、知財分野の専門裁判所が果たす役割）

（法務省パート）

パネルディスカッション（知的財産権侵害への対策に関する各国の経験の共有）

（特許庁パート）

パネルディスカッション（各国・地域の審判関連の知財行政）

（裁判所パート）

パネルディスカッション（激動する時代とこれからの知財司法）

II. 公益事業 2（法整備支援事業）

1. 法整備研修支援

国際協力機構（JICA）が政府開発援助（ODA）の一環として、主としてアジア諸国を対象に実施している法整備支援事業において、2025年度も、法務省法務総合研究所他関係先と共に協力支援を行った。

具体的には、JICA と締結した契約に基づき、国内支援委員会事務局や各種会議運営、法整備支援分野に関する情報整備・提供・発信、日本に招致した各国からの立法担当者や政府関係者、裁判官、学者等の研修支援、そして各国からの留学生プログラムの実施等支援を行った。

また、支援プロジェクト相手国からの研修員や司法関係者との交流を深め、将来にわたり友好関係を維持するために懇談会等を実施した。

2025年度に当財団が受託業務を通じて協力した法整備支援事業の主なものは次表に記載のとおりである。

対象国	支援プロジェクト等
ベトナム	法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト（2025年4月）
インドネシア	ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト（2025年5月、7月）
ラオス	法の支配発展促進プロジェクト フェーズ2（2025年5月、9月）
ケニア、ガーナ、ナイジェリア、タンザニア	英語圏アフリカ諸国におけるビジネス法研修（2025年9月）
カンボジア	法・司法分野人材育成プロジェクト（2025年10月）
バングラデシュ	司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト（2025年10月）
ウクライナ	汚職対策に関する国別研修（2025年12月）
ウズベキスタン	自由市場経済システムにおける権利の保護を強化するための司法能力強化プロジェクト（2026年2月）

2. その他の法整備支援案件

(1) 法整備支援連絡会

法整備支援に係る関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、2000年から法整備支援連絡会を開催しており、2025年度も次のとおり第26回法整備支援連絡会が開催され、当財団からも参加した。

開催日：2025年12月19日（金）

会 場：法務省国際法務総合センター国際会議場

テーマ：法整備支援の現在地

主 催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構（JICA）

後 援：最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所及び当財団

【プログラム】

開会挨拶：

森本 加奈 法務省法務総合研究所長

橘 秀治 国際協力機構（JICA）ガバナンス・平和構築部部長

各機関報告：

Aparna Basnyat 国連開発計画（UNDP）バンコク地域事務所
地域アドバイザー

琴浦 容子 国際協力機構（JICA）ガバナンス・平和構築部

ガバナンスグループ 法・司法チーム課長
山田 美和 日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所
上席主任調査研究員
安倍 嘉一 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長
河本 麻由美 法務省大臣官房国際課官房付
菅野 直樹 国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）次長
伊藤 浩之 法務省法務総合研究所国際協力部長
パネルディスカッション：
（パネリスト）
Aparna Basnyat 国連開発計画（UNDP）バンコク地域事務所
地域アドバイザー
川淵 武彦 法務省大臣官房国際課長
松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
岩間 望 国際協力機構（JICA）ガバナンス・平和構築部次長
（モデレーター）
野瀬 憲範 法務省法務総合研究所国際協力部副部長
閉会挨拶
大野 恒太郎 当財団理事長

(2) 共同研究

法務省法務総合研究所が、法整備支援事業の一環として、カンボジア、ウクライナ、ASEAN、ウズベキスタン、モンゴル、東ティモール及びベトナムとの間で、それぞれ以下の共同研究・招へいを実施し、当財団は各国からの研究員との懇談会等の実施支援や後援を行った。

① 令和7年度カンボジア共同研究（不動産登記）

実施期間：2025年4月16日～24日

研究員：カンボジア王国国土管理都市計画建設省次官等5名

② 令和7年度ウクライナ共同研究

実施期間：2025年7月7日～16日

研究員：ウクライナ法務省及び法律扶助調整センター職員等8名

③ 令和7年度若手リーダーを対象とする、ビジネスと人権に関する日本ASEAN諸国等共同研究

実施期間：2025年8月4日～14日

研究員：ASEAN諸国等の留学生20名

④ 令和7年度ウズベキスタン行政法共同研究

実施期間：2025年11月25日～12月4日

研究員：ウズベキスタン共和国司法省職員、大学教授、最高裁判所裁判官等
13名

⑤ 令和7年度モンゴル国共同研究（商取引法）

実施期間：２０２６年１月１４日～２２日

研究員：モンゴル国最高裁判所判事、モンゴル国立法科大学教授、弁護士等
１５名

⑥ 東ティモール司法大臣招へい

実施期間：２０２６年２月２８日～３月７日

被招へい者：東ティモール民主共和国司法大臣等６名
当財団後援

⑦ 第１回ベトナム LEAD 共同研究

実施期間：２０２６年３月１０日～１７日

研究員：ベトナム社会主義共和国司法省副大臣等８名
当財団後援

<管理報告>

I. 評議員会及び理事会

1. 評議員会

第５１回評議員会（２０２５年６月１６日）

開催場所：法曹会館（WEB 会議システムを併用）

決議事項：

- （１）２０２４年度計算書類及びそれらの附属明細書並びに財産目録承認の件
- （２）評議員選任の件

報告事項：

- （１）２０２４年度事業報告及びその附属明細書の件
- （２）２０２５年度事業計画書及び収支予算書の件

出席等：評議員総数９名、出席９名

決議事項に関して、原案通り、出席評議員９名全員により全件が承認可決された。

2. 理事会

第８８回理事会（２０２５年５月２６日）

開催方法：決議の省略の方法

決議事項：

- （１）２０２４年度事業報告及びその附属明細書承認の件
- （２）２０２４年度計算書類及びそれらの附属明細書並びに財産目録承認の件
- （３）評議員候補者承認の件
- （４）定時評議員会招集の件

出席等：提案書に対し、理事８名全員の書面による同意の意思表示及び監事２名全員から異議がないことの意味表示を書面により得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

第89回理事会（2025年6月16日）

開催場所：法曹会館

決議事項：

- （1） 顧問に推薦することを決定する件
- （2） 参与に推薦することを決定する件
- （3） 内閣府に提出する2024年度事業報告等に係る書類の提出及び記載内容等について理事長に一任する件

報告事項：代表理事及び業務執行理事の職務執行報告

出席等：理事総数8名、出席7名

監事総数2名、出席2名

決議事項に関して、原案通り、出席理事7名全員により全件が承認決議された。

第90回理事会（2026年3月11日）

開催場所：住友商事(株) 東京本社31階 3101号会議室

決議事項：

- （1） 2026年度事業計画（事業計画書及び収支予算書等）の件
- （2） 公益充実資金等取扱規則の制定と特定費用準備資金等取扱規程の廃止の件

報告事項：代表理事及び業務執行理事の職務執行報告

出席等：理事総数8名、出席7名

監事総数2名、出席2名

決議事項に関して、原案通り、出席理事7名全員により全件が承認決議された。

Ⅱ. 機関誌「ICCLC」及びニュースレター「ICCLC NEWS」

2024年度事業報告及び2025年度事業計画を掲載した機関誌「ICCLC」第57号を2025年7月に発行し、ホームページでも公開した。また、セミナー・シンポジウム等の成果物を掲載するニュースレター「ICCLC NEWS」を次のとおり発行し、ホームページで公開した。

第104号 2025年4月発行

法整備支援連携企画サマースクール

「アジアの法と社会2024」

第105号 2025年5月発行

アジア・ビジネスロー・カンファレンス in Kobe

「企業ビジネス海外展開のABC～神戸復興30年～」

第106号 2025年8月発行

アジアビジネスローフォーラム研究会

「トランプ政権の今後と日本の課題～変貌する米国と新しい世界秩序への対処」

第107号 2025年10月発行

法整備支援連携企画
「法整備支援へのいざない」

第108号 2025年11月発行
「ASEAN 主要5か国における『ビジネスと人権』に関する調査報告」

第109号 2026年1月発行
公益財団法人国際民商事法センターシンポジウム
「ビジネスと人権－外国人材の受入れと共生社会の実現に向けて－」

第110号 2026年2月発行
アジアビジネスローフォーラム研究会
「政変後のバングラデシュ・経済危機後のスリランカー政治経済環境とガバナンス改革」

第111号 2026年3月発行
アジア・ビジネスロー・カンファレンス in Osaka
「アジアにおけるビジネス展開」

Ⅲ. 当財団の運営体制の充実を図るための取組

1. ガバナンス及び法令遵守の強化

当財団は、法人運営の透明性及び適正性の確保を図るため、財団の設立者である法人から独立した外部の理事及び監事を選任しており、理事会資料の事前送付及び事前説明等を通じて、役員による適切な意思決定に資する運営に努めた。また、監事による監査機能の充実を図るため、事業執行状況及び財務状況に関する資料を適時に提供するとともに、必要に応じて事務局との意見交換を実施した。さらに、決算・財務報告及び人事労務管理の分野においては、外部専門家から継続的な助言を受けることにより、法令遵守及び適正な法人運営の確保に努めた。

2. 会員企業との連携強化

理事長と会員企業との懇談会を計5回（参加19社）開催した。事務局からの近況報告のほか、会員企業との活発な意見交換を実施し、継続的な支援・協力関係の維持強化を図った。

【事業報告の附属明細書】

2025年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、これを作成しない。

以 上